

「国の施策・予算
に関する要望書」

平成22年11月
秋 田 県

秋田県知事 佐竹 敬久

《 提案・要望事項一覧 》

内閣官房

- 1 「あきたグリーンイノベーション総合特区構想」の実現について
(地域活性化統合事務局) . . . 1

厚生労働省

- 1 緊急雇用創出事業の事業期間延長並びにふるさと雇用再生特別基金
事業等の要件の緩和について (職業安定局) . . . 5

農林水産省

- 1 環太平洋戦略的経済連携協定 (TPP) 協議への対応について . . . 9
(大臣官房)
- 2 農業農村整備事業の予算確保と国営かんがい排水事業「田沢二期」
地区の着手について (農村振興局) . . . 10
- 3 秋田スギ大規模加工施設の整備支援について (林野庁、農村振興局) . . 12

経済産業省・環境省

- 1 レアメタル等金属リサイクルの国際拠点の形成について . . . 13
(経済産業政策局、産業技術環境局、資源エネルギー庁、環境省大臣官房)

国土交通省

- 1 日沿道「ニッ井白神～あきた北空港間」における既存道を活用した
道路整備構想について (道路局) . . . 17
- 2 地方の自立と発展を支える高速道路ネットワークのミッシングリン
ク解消について (道路局) . . . 19
- 3 産業・生活を支える国道7号の整備促進について (道路局) . . . 21
(下浜道路・秋田南バイパス)
- 4 秋田港の整備促進と日本海側拠点港 (仮称) への選定について . . . 23
(港湾局)
- 5 都市河川新城川等河川改修事業の促進について (河川局) . . . 25

「あきたグリーンイノベーション総合特区構想」の実現 について

内閣官房地域活性化統合事務局

【要望の内容】

- (1) 県では、「あきたグリーンイノベーション総合特区構想」として、環境・エネルギー分野にかかる4つの総合特区制度への提案を行っている。
「総合特区制度（地域活性化総合特区）」の創設にあたっては、県で提案した規制の特例措置や税財政面の支援措置を含め、地域の活性化と地域課題の解決のための最大限の支援を行うとともに、その地域指定にあたっては、地域の潜在力や特性を十分考慮すること。

【要望の背景や当県の取組】

- (1) 「低炭素社会の実現」と「資源の安定確保」は、我が国にとって重要な課題であるとともに、環境・エネルギー分野については、「新成長戦略」（平成22年6月18日閣議決定）においても、重点的に取り組むべき成長分野とされています。
- (2) 当県は、全国有数の恵まれた資源により、風力・太陽光・小水力・地熱・バイオマスなどの再生可能エネルギー源が豊富に存在するとともに、優れた鉱山製錬技術を活かして東アジアを代表する環境・リサイクル総合拠点として成長しています。また、県としても、「秋田県新エネルギー産業戦略会議」の設置や「新秋田エコタウンプラン」の策定など、環境・エネルギー分野の施策を強力に推進しています。
- (3) しかしながら、再生可能エネルギーについては、発電設備の立地・建設に係る多くの法的規制や多額の初期投資等が課題となり、早期の大量導入が困難な状況にあり、また、レアメタル等の金属リサイクルについても、多くの資源が含まれている使用済小型家電の多くが一般廃棄物として最終処分されたり、海外に流出するなど、国内資源の確保と海外への有害物の拡散が課題となっています。

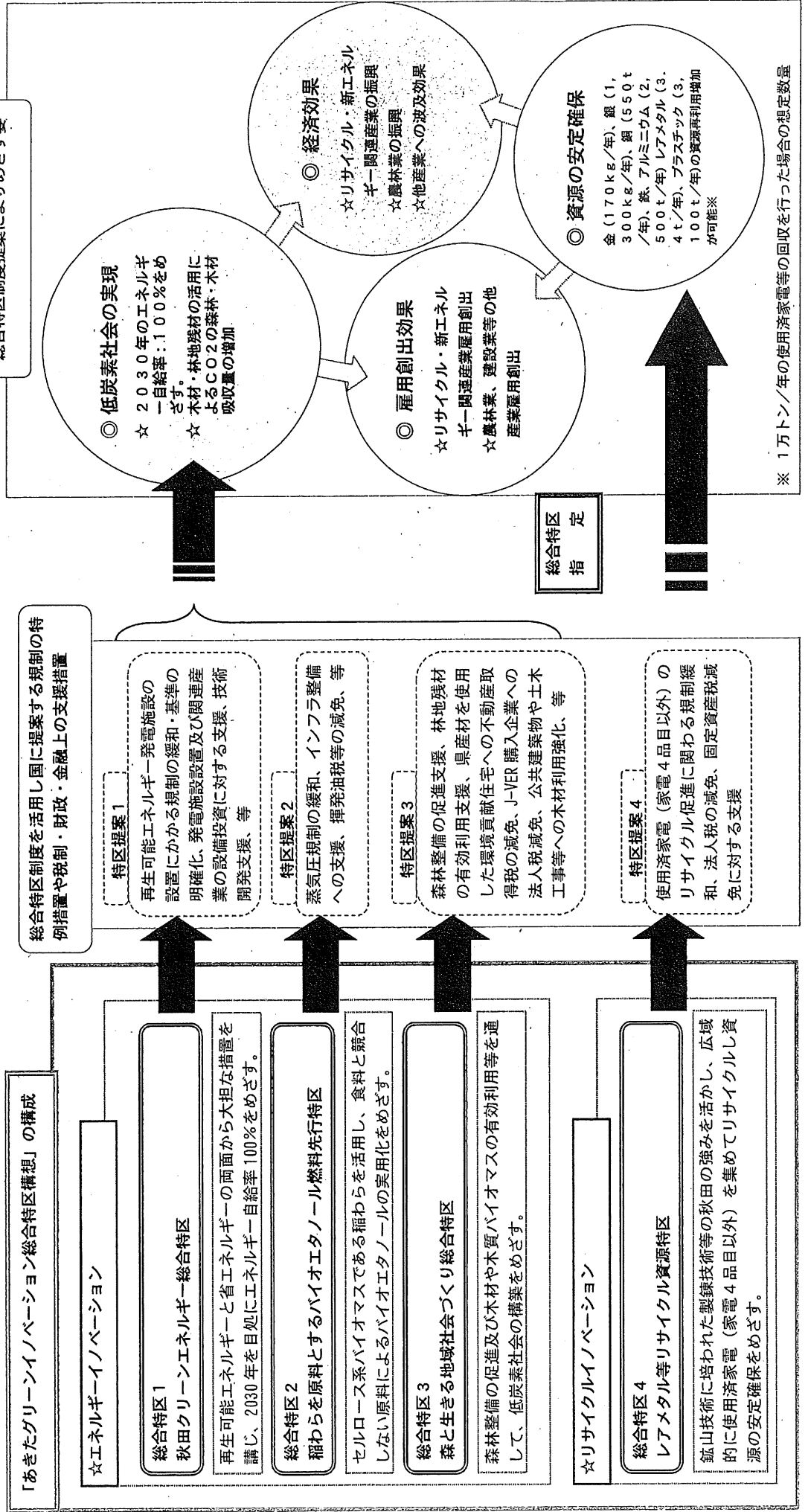
- (4) そのような課題の解決のため、県では、当県の潜在力や独自の取組を活かして、「あきたグリーンイノベーション総合特区構想」として、環境・エネルギー分野にかかる4つの総合特区制度への制度提案を行っています。
- その中で、再生可能エネルギーの導入に係る各種規制の特例措置や使用済小型家電の広域収集を可能とする廃棄物処理法の規制緩和、再生可能エネルギー発電設備の導入に対する支援措置や地方税の課税免除に係る補てん措置等を求めています。
- (5) 「あきたグリーンイノベーション総合特区構想」の取組については、我が国における「低炭素社会の実現」と「資源の安定確保」を強力に推進する提案であるとともに、当県においても、その推進による地域経済への波及効果が大きく期待されています。

(県担当課室名 産業労働部産業政策課)

「あきたグリーンイノベーション総合特区構想」について

平成22年11月 秋田県

◎ 「あきたグリーンイノベーション総合特区構想」の構成と総合特区制度提案によりめざす姿



総合特区1 秋田グリーンエネルギー総合特区

◇再生可能エネルギー導入と省エネルギーの両面から大胆な措置を講じ、2030年を目標にエネルギー自給率100%をめざす

～再生可能エネルギーを取り入れたエネルギーの地産地消と、省エネルギーに高い水準で取り組む環境先進社会の構築～

◇特区の取組

- 風力&メガソーラーの大規模導入
 - ・沿岸部に風力発電、遠地にメガソーラー導入
- 自然公園周辺の地熱発電の開発支援
 - ・十和田八幡平国立公園、栗駒国立公園の既存施設の強化、新規開発の支援
- 小水力発電等の活用
 - ・農業用水路等の未開発資源を活用した小水力発電
- 省エネの取り組み
 - ・住宅や建築物のゼロカーボン化、高効率給湯・高効率空調の導入、燃料電池の大規模導入
- 地産地消型の再生可能エネルギー活用設備の導入拡大
 - ・地域の小規模なエネルギー需要に対応する設備の導入

○系統安定化対策

- ・送電インフラ整備支援、負荷軽減技術の導入

○大胆な目標への取り組みによる産業活性化

- ・各種設備・機器の需要創出や維持管理等サービス分野の育成から、関連産業の立地集積を目指す

総合特区3 森と生きる地域社会づくり総合特区

- ・森林整備の推進 (CO₂吸収増)
- ・木材及び林地残材の活用
- ・木材総合加工産地の形成
- ・バイオエネルギー産業の活性化

森林・林業・木材産業への参入支援

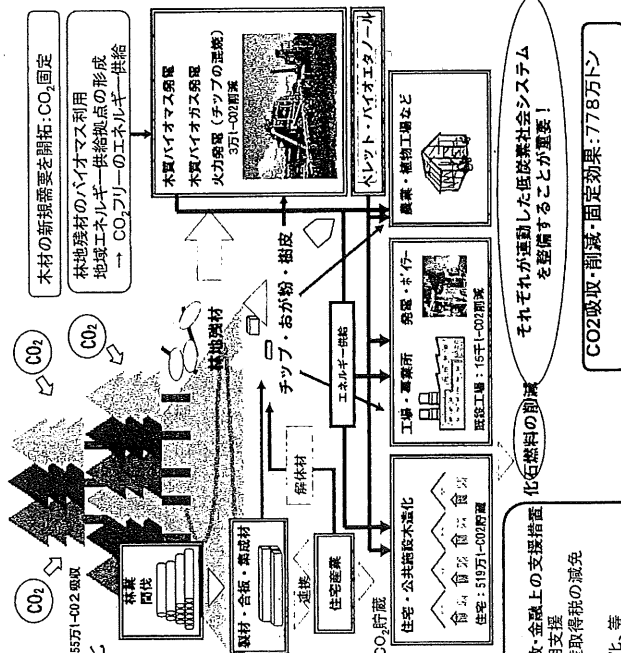
- ・教育(集約産業プランナー等養成)
- ・業務拡大のための研修支援
- ・設備導入支援(高性能作業機械)
- ・作業環境整備(作業車等の路線整備)
- 雇用の拡大

地域資源を地域で活用する仕組みづくり

- ・木を活かした街づくりによる木材利用
- ・木質バイオマスエネルギー利用
- ・需要拡大のための設備導入支援
- ・木材を使用した環境貢献住宅の建築
- 産業振興

○対象地域：秋田県全域

- 国に提案する規制の特例措置や税制・財政・金融上の支援措置
- ・森林整備の促進支援、林地残材の有効利用支援
- ・県産材を使用した環境貢献住宅への不動産取得税の減免
- ・J-VER購入企業の法人税減免
- ・公共建築物や土木工事等の木材利用強化、等



CO₂吸収・削減・固定効果：778万トン

総合特区2 稲わらを原料とするバイオエタノール燃料先行特区

◇農業県のポテンシャルを活かして低炭素社会を実現するため、食料と競合しないセルロース系バイオエタノールの製造・流通・利用を推進

○稲わらを原料とする県産バイオエタノール事業内容(想定)

- ・当面は、E10の流通利用実証を先行実施
- ・製造プラント 川崎重工業株式会社
- ・協力企業・団体
 - ・軽自動車メーカー
 - ・民間企業(団体)等

CO₂削減効果：20万トン(県内ガソリンをすべてE10にした場合)

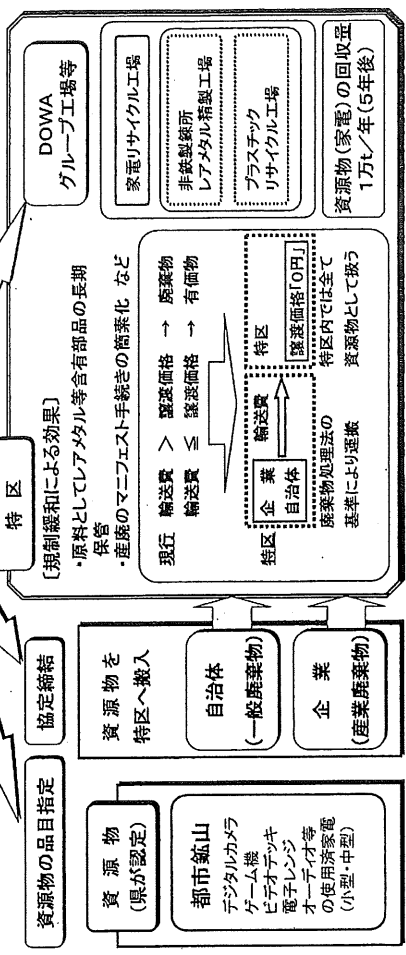
- 対象地域：秋田市、湯上市、男産市、南秋田郡
- 国に提案する規制の特例措置や税制・財政・金融上の支援措置
 - ・蒸気圧規制(※2)の緩和
 - ・揮発油税等の減免
 - ・インフラ整備への支援 等

※1 ガソリンにエタノールを10%混合した燃料。
 ※2 ガソリンにエタノールを混合すると蒸気圧が約6kPa程度上昇し、足らなくなった蒸気圧を上げる。

総合特区4 レアメタル等リサイクル資源特区

～都市鉱山開発～

- 鉱山技術を活かしたリサイクル産業の振興
- レアメタル等資源の安定確保
- 資源循環型社会の構築



- 対象地域：小坂町、大館市、能代市、秋田市
- 国に提案する規制の特例措置や税制・財政・金融上の支援措置：使用済家電(家電4品目以外)のリサイクル促進に関する規制緩和、法人税の減免、固定資産税減免に対する支援

緊急雇用創出事業の事業期間延長並びにふるさと雇用再生特別基金事業等の要件の緩和について

厚生労働省職業安定局

【提案・要望の内容】

- (1) 現下の厳しい雇用情勢に鑑み、平成23年度までとなっている緊急雇用創出事業の実施期間を延長すること。
- (2) 緊急雇用創出事業において、原則として通算1年以内となっている雇用期間の延長を行うこと。
- (3) ふるさと雇用再生特別基金事業及び緊急雇用創出事業において、民間企業等に事業を委託する場合には、委託先で積極的に事業を活用できるよう、収益の確保や委託に係る一定の諸経費の計上を認めること。

【提案・要望の背景や当県の取組】

- (1) 本県では依然厳しい雇用情勢が続いており、緊急雇用創出事業の雇用期間が満了した後、当該雇用者が求職しても、就職が困難な状況にあります。
現状では、雇用情勢の回復が見込めないことから、事業実施期間の延長が必要であります。
- (2) 上記の状況により、本県にあっては、依然失業者が新たな就職先を見つけにくい状況にあります。また、事業における雇用期間が通算1年以内のため、県・市町村や事業の受託者等にとっては、1年を限度として他の雇用者に交替させざるを得ず、事業の中で雇用者が蓄積した知識や技能を活用できず、その弊害について意見が多く寄せられています。
さらに、同一の者が複数の事業に従事する場合、通算1年を超えて事業で雇用された者を採用できないことから、雇用対象者が限定される状況にあります。

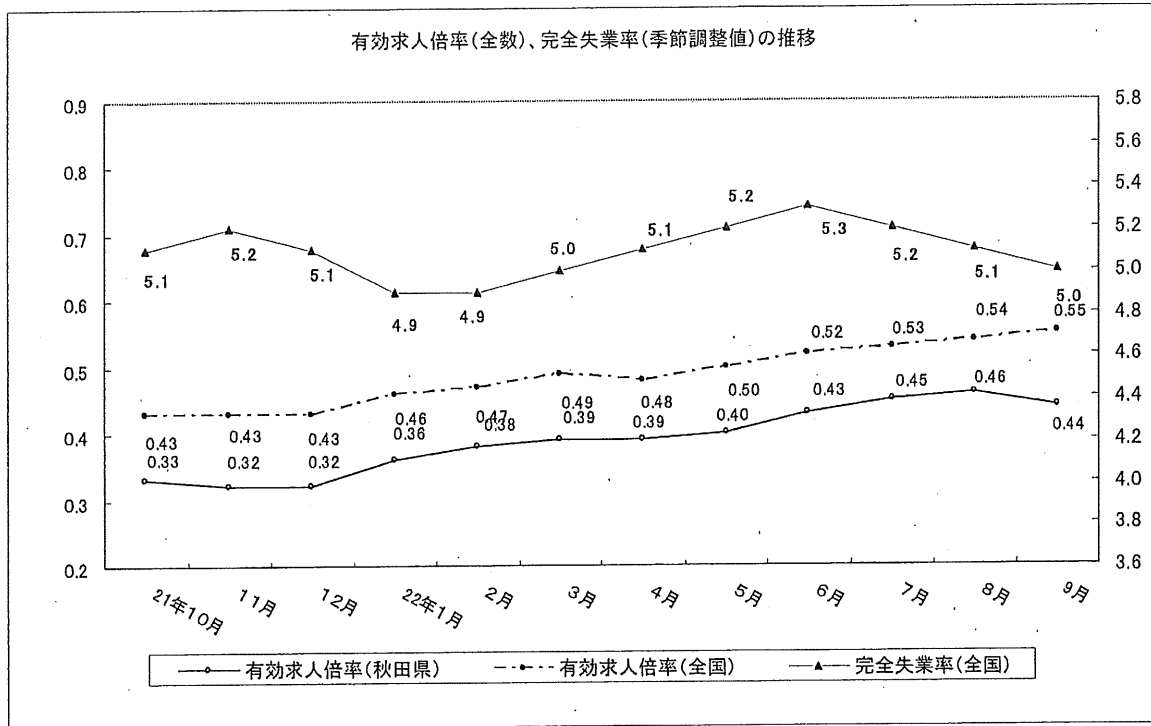
平成22年9月の実施要領改正による要件緩和により、重点分野雇用創造事業においては、40歳未満の若年者の雇用機会を確保することを目的とした事業に限って、1年を超える雇用を行うことが可能となりましたが、全ての年代や事業に拡大するべきであります。

- (3) ふるさと雇用及び緊急雇用の両事業において、民間企業等を委託先とする場合、事業による収益の返還義務や一定の諸経費計上が認められていないことなどにより、受託者の事業受託の動機を阻害しております。

これまでの制度改正により、ふるさと雇用基金事業においては、最終年度のみ委託費の残額・収益の返還免除の申し立てが可能となりました。しかし、事業の継続的な展開や受託者の負担軽減による事業運営円滑化などの観点から、途中年度でも返還を不要とする必要があります。

また、緊急雇用創出事業の委託についても民間企業等にとっては同じ状況であり、同様に取り扱うべきであります。

1 最近の雇用情勢



2 秋田県の月間有効求職者・求人数と緊急雇用創出事業による雇用創出者数の比較

(単位：人)

年 月	月間有効求職者数	月間有効求人数	緊急雇用創出事業による雇用創出者数
平成21年3月	39,059	12,024	(平成20年度実績) 120
平成21年9月	33,624	12,703	(平成21年度実績) 2,683
平成22年3月	36,861	13,886	
平成22年9月	28,578	14,800	(平成22年9月補正 予算まで計画) 2,514
			累 計 5,317

3 収益が返還になった事例

大潟村：ブランド加工品開発及びグリーンツーリズムを活用した交流拡大事業

- ・大潟村の農産物等を活用した新商品の開発と販路の拡大等
- ・都市と農村の交流事業の企画、実施等

※村内で生産される米粉や青大豆、古代米等を原料とする「麺」を新たに開発し、首都圏等の消費者に商品を提供した。

当初、首都圏等で開催される物産展等で、開発した商品の試食・アンケート調査等を行う予定だったが、消費者の好評を得て販売に至った。

- ・事業収入額 2,074千円（商品売上）
- ・事業経費 1,519千円（材料費等）
- ・収益返還額 555千円

4 収益が見込まれた事業について処理の実例

(1) 事業実施に至った例

北秋田市：もの作り・観光産業支援事業

- ・生産者に代わり、HP無料作成や代理営業などPR活動を行い、地域ブランドの販路拡大、ブランド力強化
- ・特産品開発及び仲介による地場産業との連携
- ・観光案内所設置、観光サイト立ち上げ、運営
- ・空き店舗を活用したコミュニティスペースの提供と観光客向けにご当地メニュー食堂経営など

※サービスの提供により収益発生が想定されるが、基金終了時の返還を覚悟しても地域の活性化と雇用創出及び継続的な雇用のために実施。

(2) 事業対象とならなかった事例

横手市：スポーツキッズスクール

- ・民間スポーツクラブの運営による幼稚園、保育所等への巡回指導
- ・各地域でのスポーツキッズスクールの開講

※クラブ入会金、月謝等による収益の発生がネックとなり事業化見合わせ。

(県担当課室名 産業労働部雇用労働政策課)

環太平洋戦略的経済連携協定（ＴＰＰ）協議への対応 について

農林水産省大臣官房

【要望の内容】

- (1) 環太平洋戦略的経済連携協定（ＴＰＰ）の関係国との協議にあたっては、関係省庁と連携し、農業分野のみならず各産業界や国民生活への影響を具体的かつ精緻に示すこと。
- (2) ＴＰＰへの参加については、食料の安全保障・安定確保、食料自給率の維持向上、農業・農村の有する多面的機能の保全等の観点から、農業のあるべき姿と抜本的な農業対策を提示し、国民的議論を深めたうえで判断すること。

【要望の背景や当県の取組】

- (1) 今般、閣議決定された「包括的経済連携に関する基本方針」においては、具体的な議論の構築や今後の施策が明示されないまま、ＴＰＰ関係諸国との協議の開始が明示されております。
- (2) グローバル化の流れの中では、自由貿易の推進と国内農業の振興の両立が必要との判断は尊重されるべきですが、一方で自由化に伴う国境措置撤廃により、稲作を中心とした本県農業は壊滅的な打撃を受け、農業生産はもとより地域社会全体の存続を揺るがす深刻な事態が想定されます。
- (3) こうした状況に対しては、農業者戸別所得補償制度など現行制度だけで対応しきれないものではないため、国際競争力の向上や農業の体質強化に関して、政策転換を含む抜本的な農業対策を示す必要があります。

(県担当課室名 農林水産部農林政策課)

農業農村整備事業の予算確保と国営かんがい排水事業 「田沢二期」地区の着手について

農林水産省農村振興局

【要望の内容】

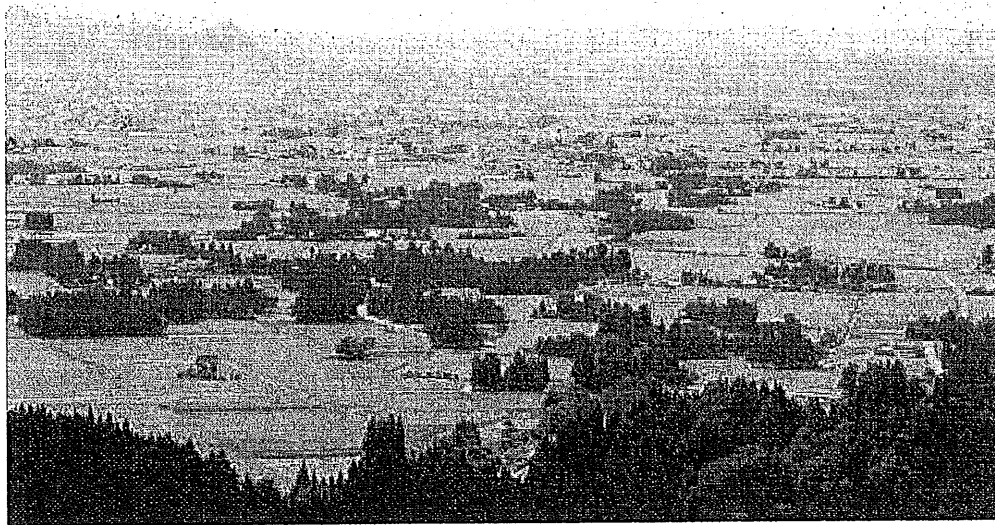
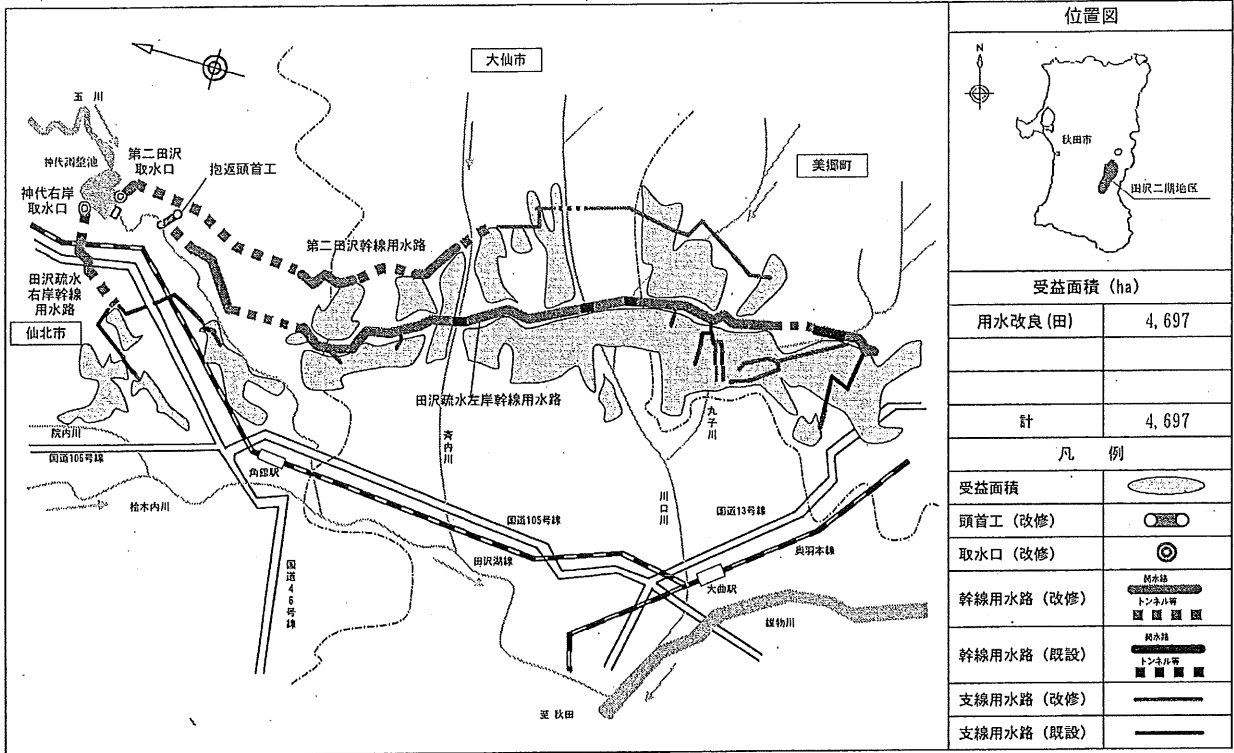
- (1) 平成23年度の農業農村整備事業予算については、当県の重点事業であるほ場整備の推進に必要な「戸別所得補償実施円滑化基盤整備事業」を含む「元気な日本復活特別枠」の確保など、計画的に事業推進できるよう十分な予算を確保すること。
- (2) 平成23年度国営かんがい排水事業「田沢二期地区」の事業着手をすること。

【要望の背景や当県の取組】

- (1) 当県では、地域農業の担い手となる農業法人等の育成や戦略作物の産地化に必要な取組と一体的に、年間五百ヘクタールのほ場整備を重点的に推進していく計画としています。
- (2) しかしながら、平成23年度予算概算要求では、農業農村整備事業の通常予算と農山漁村地域整備交付金を合わせても、本年度、大幅に削減された予算の復活にはほど遠い状況にあります。このため、食料の安定供給に不可欠な農業水利施設の機能保全や、優良農地の確保へ支障を来すばかりか、国土の保全等といった多面的機能の持続的発揮が損なわれることなども危惧されます。
- (3) なお、「元気な日本復活特別枠」で要望されている「戸別所得補償実施円滑化基盤整備事業」は、当県が重点的に推進しているほ場整備やかんがい排水施設整備に対する補助事業であり、政策コンテストにおける確実な予算の獲得をお願いします。
- (4) また、県内でも有数の水田農業地帯である仙北地域では、特に、ほ場整備をはじめとする農業農村整備事業を重点的に進めており、当該地域の基幹水利施設の改修及び用水再編を目的とした国営かんがい排水事業「田沢二期」地区の平成23年度事業着手をお願いします。

【参考資料】

国営かんがい排水事業「田沢二期」地区



(県担当課室名 農林水産部農山村振興課、農地整備課)

秋田スギ大規模加工施設の整備支援について

農林水産省農村振興局
農林水産省林野庁

【提案・要望の内容】

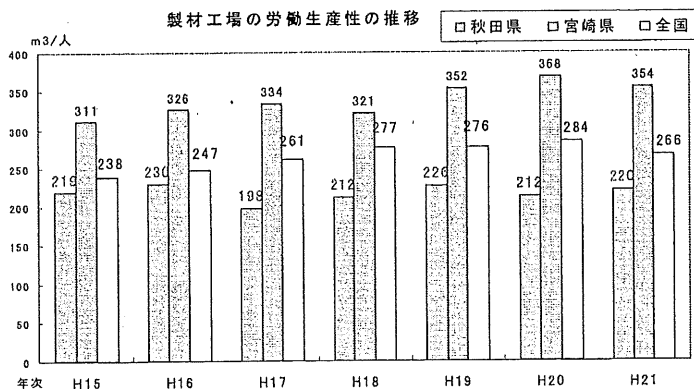
秋田スギの利用拡大を図るため、大型製材工場や合板・集成材におけるスギ材への原料転換にともなう加工施設の整備に対する助成措置を構ずること。

【提案・要望の背景や当県の取組】

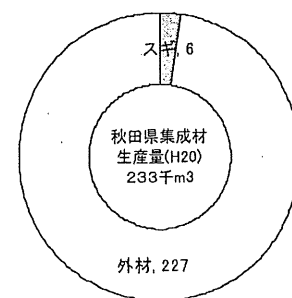
- (1) 当県では、これまで造成してきたスギ人工林が利用間伐を主体とした伐期を迎えつつあり、この豊富な森林資源の活用拡大が農山村の活性化や就労の場の確保、さらには地場産業である木材産業の振興にも大きく寄与することから、スギ原木の受け入れ先である木材加工業において、「低コストで品質性能の確かな木製品」を大ロットで製造・供給できる体制を早急に構築する必要があります。
- (2) また、国においては森林・林業再生プランで国産材率50%以上とすることを掲げており、国産材を利用する川下対策の強化が必要と考えます。
- (3) このため、規模拡大による加工コストの低減を目指した大型製材工場の整備や集成材におけるスギへの原材料転換のための加工施設の整備を計画しておりますが、これらの施設整備に対する国からの助成が必要です。

【資料編】

(1) 製材工場の労働生産性比較



(2) 秋田県集成材生産量(スギ)



(県担当課室名 秋田県農林水産部林業木材産業課)

レアメタル等金属リサイクルの国際拠点の形成について

経済産業省経済産業政策局、産業技術環境局、
資源エネルギー庁
環境省大臣官房

【提案・要望の内容】

- (1) 本県北部地域をレアメタル等金属に関するリサイクル、研究開発や人材育成などの国際拠点に位置付け、予算を重点的に配分するなど、その機能強化を図ること。
- (2) 家庭に退蔵されたり、一般廃棄物として焼却や埋立処分されている、使用済家電などの都市鉱山からのリサイクルを円滑に推進するための制度を早期に創設するとともに、企業等に対し非鉄金属製錬技術をベースとした効率的なリサイクル技術の開発を支援すること。

【提案・要望の背景や当県の取組】

- (1) 本県北部地域は、エコタウン事業等の推進により、高度な鉱山関連技術などを活かした環境・リサイクル関連企業が集積しており、産学官が連携しながら研究開発や人材育成の一層の強化に取り組む、国内トップレベルの環境・リサイクルの拠点化を目指しております。
- (2) こうした中、小坂町にある（独）石油天然ガス・金属鉱物資源機構（JOGMEC）金属資源技術研究所では、使用済家電からレアメタル等の金属リサイクル基礎研究が進められていますが、レアメタル含有部品の効率的な選別や抽出技術開発など実証研究を進める必要があります。
- (3) また、（財）国際資源大学校では、当地域の産業・リサイクル技術の集積を活用して海外の行政官、技術者を対象とした環境・リサイクル等の研修を実施しております。
今後は、経済成長が著しいアジア地域での金属リサイクルを推進し、処理困難な原料を我が国に受入れるなど国際資源循環を促進する必要があることから、当該地域からの要請による技術協力や人材育成に積極的に対応するなど人的ネットワークを形成していくためにも研修を強化する必要があります。

- (4) 中国の輸出規制や新興国の経済発展に伴い、レアメタル等金属の安定確保が重要な課題となっており、海外での資源開発や国内でのリサイクルを促進する必要があります。

県では、全国に先駆け平成18年度から県内外の市町村等と連携し使用済小型家電の収集試験に取り組んできましたが、「廃棄物処理法」の規定により、市町村の区域を越える一般廃棄物の移動に制約があることから、円滑なりサイクルシステムの構築が困難となっている現状にあります。

【参考資料】

I 要望事項（1）研究開発、人材育成

- 独立行政法人 石油天然ガス・金属鉱物資源機構 金属資源技術研究所
 - ・使用済小型家電等からのレアメタル含有部品の効率的な選別、レアアース抽出技術開発等の研究強化
- 財団法人 国際資源大学校
 - 海外の環境・リサイクル関連行政担当者及び技術者研修
 - ・アセアン地域を対象とした環境・リサイクル研修の充実強化
（(財) 海外技術者研修協会からの委託）

II 要望事項（2）使用済小型家電等のリサイクル

1 使用済小型家電のリサイクルシステムについて（全般）

- 使用済小型家電が資源として海外に流出している実態や、リサイクルのためには一定量の確保が必要であることから、国内における適正かつ効率的な物流ネットワークを含めたリサイクルシステムの構築が必要。
- 使用済小型家電の回収については、システムとして政策的に実施する必要性や経済性などを踏まえ、回収主体や費用負担に係る法整備など、回収量を確保するための制度の検討が必要。
- 使用済小型家電を廃棄物として回収する場合、回収及び処理を広域的に行うことは、効率的な回収に繋がることから、廃棄物処理法上の取扱いについて整理が必要。

2 法的課題

(1) 一般廃棄物の収集運搬について

- 一般廃棄物の収集運搬を市町村以外の者（以下「民間事業者等」）が実施し、他の市町村にある処理施設に搬入する場合、次の2つの方法が考えられる。

①委託

市町村が行うべき一般廃棄物の収集、運搬を民間事業者等に委託する。
民間事業者等は委託基準を遵守すれば業の許可は不要。また、他の市町村の処理施設に一般廃棄物の処分・再生を委託する場合、廃掃法施行令第4条第9項の規定により、排出側の市町村から処理施設がある市町村に対し通知が必要となる。

②許 可

事業者が排出する一般廃棄物や委託範囲外の生活系一般廃棄物(多量のものなど)を業として収集運搬する民間事業者等は、一般廃棄物収集運搬業の許可が必要である。この場合積み卸しを行う市町村の許可が必要となる。

(秋田市→大館市の場合、秋田市と大館市の許可が必要)

○一般廃棄物収集運搬の委託・許可について

使用済小型家電は排出量が少ないため、リサイクルを行うためには広域的に効率よく収集運搬を行う必要がある。このことから、限定された事業者に対し委託や許可を出す形が理想であるが、既存の民間事業者等で市町村内の収集運搬の能力は足りているなどの判断から、委託や許可を出さない方針の市町村が多いため、新規の委託や許可を全市町村一律に行うことは困難である。

○他市町村へ委託する際の通知について

委託の通知を行う時、実際は排出側の市町村と受入側の市町村との間で協議を行うこととなる。例えば、大館市に関東、東北全域の使用済小型家電が集まるとすれば、その地域で委託を行う全市町村と大館市が協議を行い通知されることになり、事務量が膨大となる。

○一般廃棄物処理計画の変更について

収集運搬及び処分・再生を行う地域のすべての市町村の一般廃棄物処理計画の変更が必要になる。

○使用済小型家電の自主的な回収について

使用済小型家電を企業やボランティア団体等が自主的に回収ボックスの設置等を行い回収を行う場合でも、使用済小型家電は一般廃棄物とみなされ、企業やボランティア団体等は一般廃棄物収集運搬業の許可が必要となる。

(2)レアメタルのリサイクルについて(特区関連)

レアメタル含有部位は、一定の量を確保しなければ再資源化はできないため、長期間保管(蓄積)が必要であるが、中間処理に関しては90日以内、最終処分に関しては180日以内に完了する必要があるため、その期間内でのリサイクルは困難である。

また、一般廃棄物に関しては、規定はないものの、即日処理が原則である。

このため特区では、自治体及び企業から使用済家電が特区内のリサイクル事業者は無償で引き渡された時点で、廃棄物処理法の適用外とし、廃棄物に該当しないこととする規制緩和を提案している。

(H17.3.25 環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部産業廃棄物課長通知の緩和)

3 レアメタルリサイクルに係る技術的課題

○レアメタルの回収には、選別技術等の効率的な中間処理技術開発が必要。

○ネオジム、ジスプロシウム等についてはレアメタルの抽出技術が確立されていないため、抽出技術の開発が必要。

※石油天然ガス・金属鉱物資源機構 金属資源技術研究所実証研究、企業支援にリンク

(県担当課室名 産業労働部産業政策課)

日沿道「二ツ井白神～あきた北空港間」における既存道 を活用した道路整備構想について

国土交通省道路局

【要望の内容】

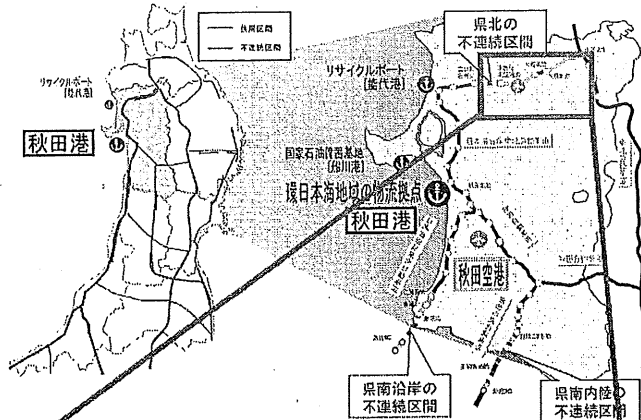
日本海沿岸東北自動車道「二ツ井白神～あきた北空港間」については、「既存道を活用した道路整備構想」の早期実現を図ること。

【要望の背景や当県の取組】

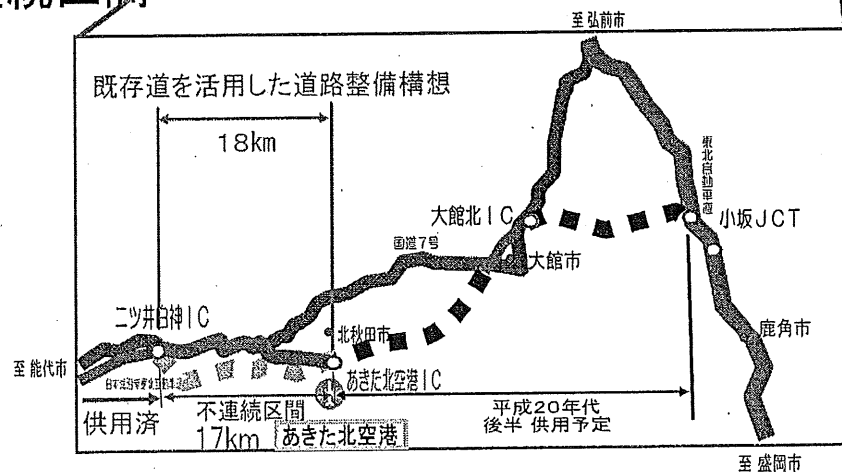
- (1) 高速道路の整備にあたっては、一定期間内にスピード感を持ってネットワークを構築し、整備効果を早期に発現させることが必要です。
- (2) 日沿道の県内事業中区間は、平成20年代後半に全て完成予定であり、「二ツ井白神～あきた北空港間」は、日沿道の県内ネットワークに残る唯一のミッシングリンクとなります。
- (3) そのため、高速道路としての事業着手の見通しの立たない「二ツ井白神～あきた北空港間」については、日沿道の事業中区間の完成に合わせて定時性・速達性を確保すべく、事業期間短縮やコスト縮減が可能となる一般道の機能強化としての「既存道を活用した道路整備構想」を提案するものです。
- (4) 当県の成長力・競争力強化を図るためには、環日本海地域との物流・交流の連携強化が必要であり、県北地域の「世界有数のリサイクル産業拠点」などの豊富な地域資源と、「リサイクルポート能代港」などの物流拠点を結ぶ道路ネットワークが必要です。
- (5) 傷病者の救命率向上には、第三次救急医療施設への搬送時間の短縮が必要であることから、速達性や走行性に優れた高規格幹線道路の早期整備による救急医療体制の充実が求められています。

地方の自立と発展を
支える

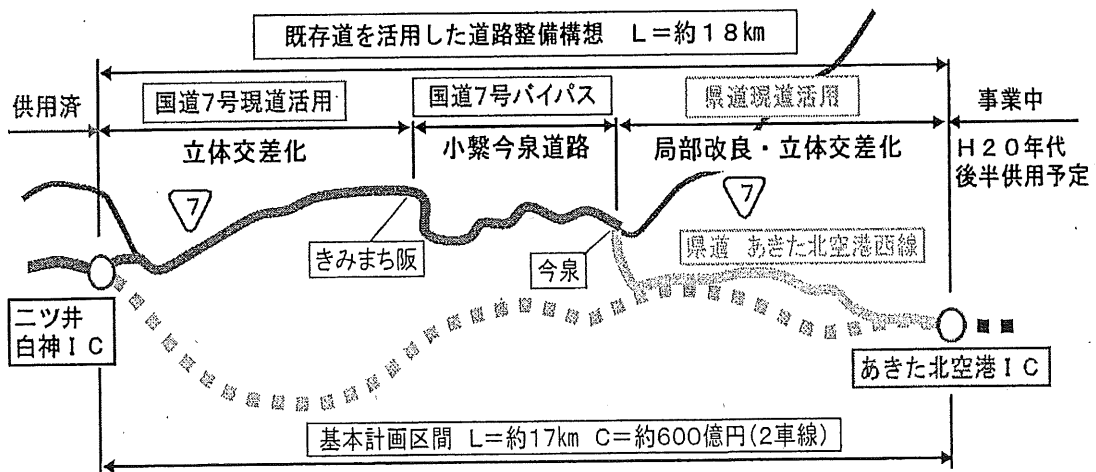
高速道路 ネットワーク図



■ 県北の不連続区間



■ 既存道を活用した道路整備構想



(県担当課室名 建設交通部道路課)

地方の自立と発展を支える高速道路ネットワークのミッシングリンク解消について

国土交通省道路局

【提案・要望の内容】

「地方の自立と発展」「安全・安心の確保」「地域主権の確立」を図るため、高速道路ネットワークの重点投資を行い、早期にミッシングリンク（日本海沿岸東北自動車道「二ツ井白神～あきた北空港間」「遊佐～象潟間」、東北中央自動車道「新庄北～雄勝こまち間」）の解消を図ること。

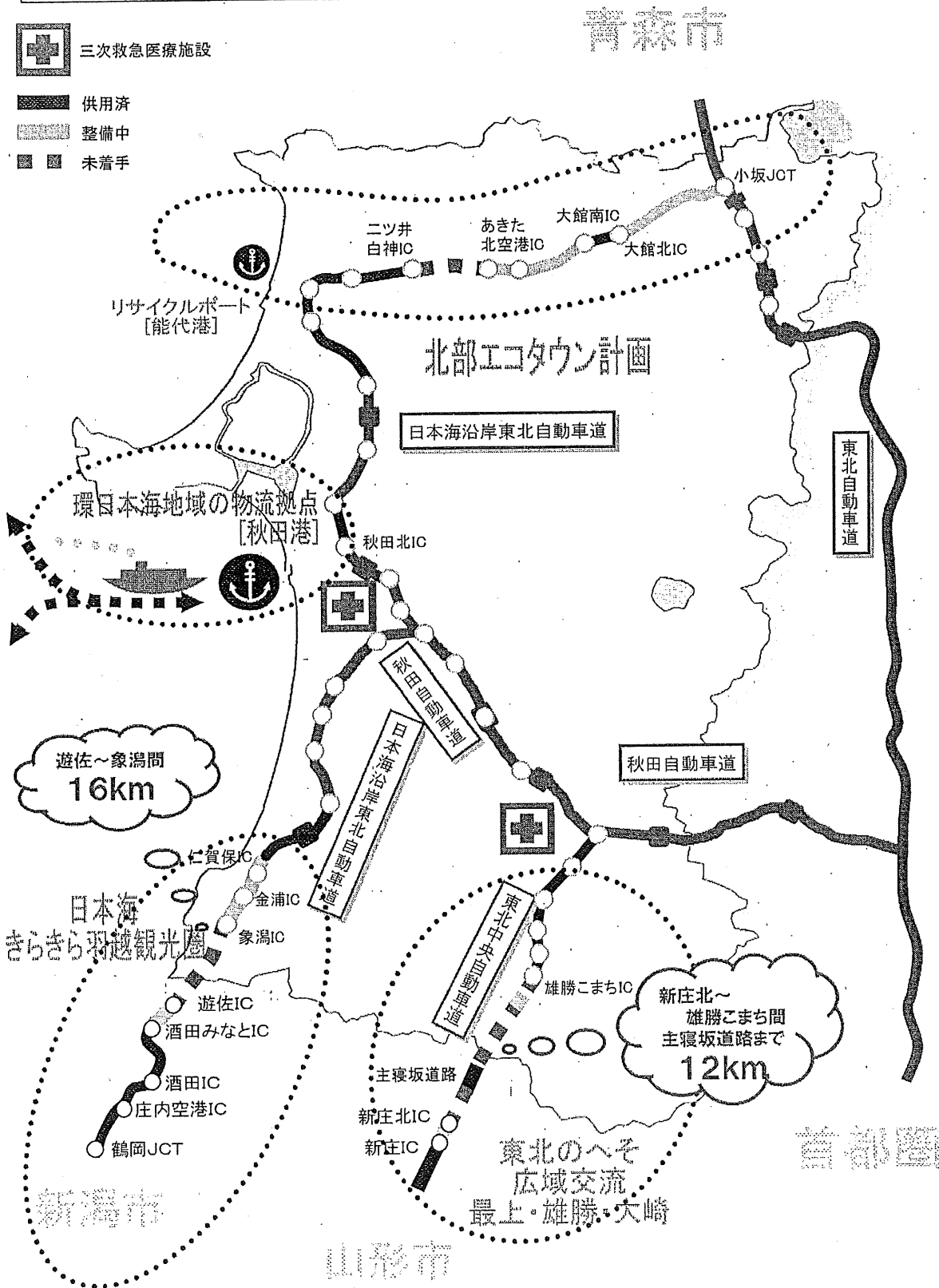
【提案・要望の背景や当県の取組】

- (1) 当県の成長力・競争力強化を図っていくためには、急速な経済成長を遂げる環日本海地域との物流・交流の連携強化が必要なことから、本県が有する「安全・安心な農産物」、「高度なりサイクル技術」、「電子産業の集積」や、「東北道を軸とした自動車産業の集積」など、豊富な地域資源と物流拠点を結ぶ道路ネットワークが必要です。
- (2) 自動車の貨物輸送分担率は、全国で約89%と物流の多くを担っていることから、高速道路ネットワークの早期完成による更なる物流の効率化が求められています。
- (3) 秋田自動車道が東北自動車道に接続した平成9年7月以降、秋田県工業団地への進出企業の約8割が高速IC周辺に立地しており、高速道路網の整備は企業立地や雇用の創出など、産業・経済の発展に大きく寄与しています。
- (4) 傷病者の救命率向上には、第三次救急医療施設への搬送時間の短縮が必要であることから、速達性や走行性に優れた高規格幹線道路の早期整備による救急医療体制の充実が求められています。
- (5) 県内の高速道路は、秋田自動車道が東北自動車道に接続しているほかは全て県内で止まっており、災害時における隣県との広域防災ネットワークなど広域的な連携や交流の妨げとなっています。

秋田県高規格幹線道路網図

平成22年4月

-  三次救急医療施設
-  供用済
-  整備中
-  未着手



(県担当課室名 建設交通部道路課)

産業・生活を支える国道7号の整備促進について (下浜道路・秋田南バイパス)

国土交通省道路局

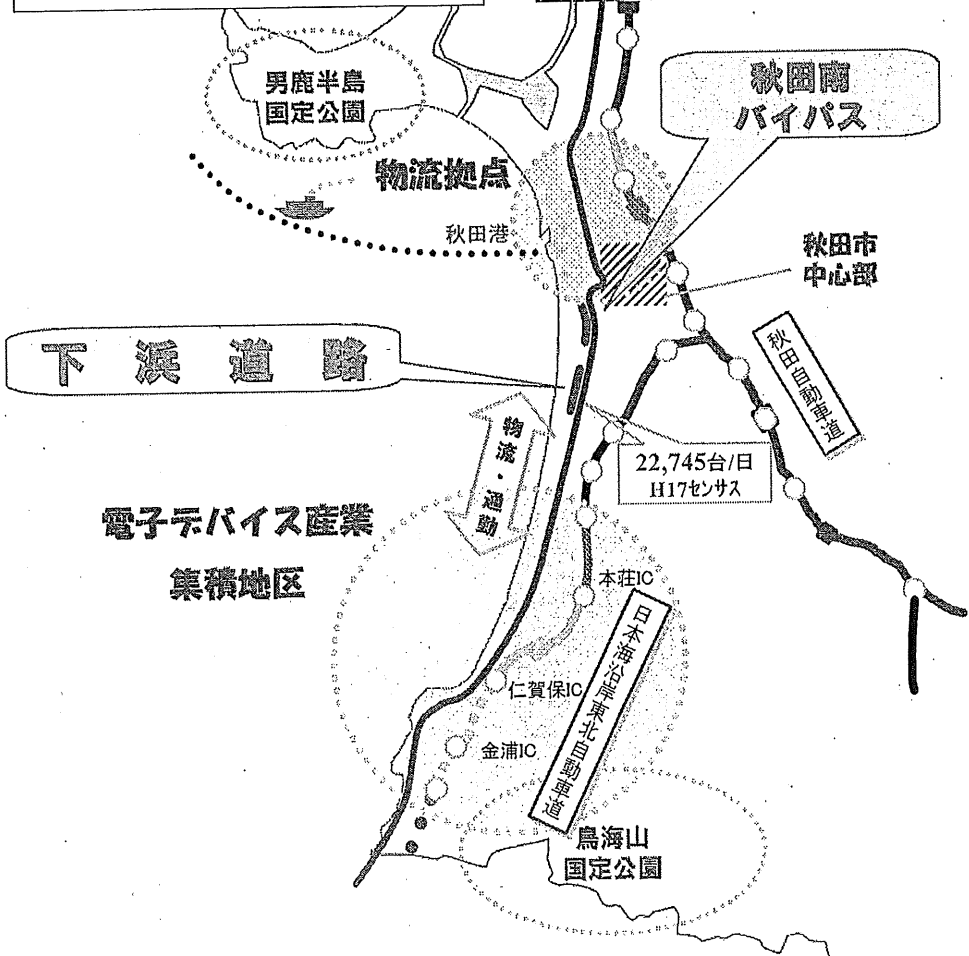
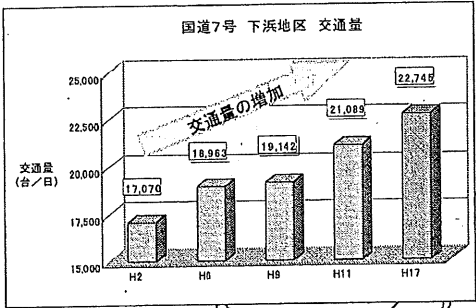
【提案・要望の内容】

秋田市周辺における交通の円滑化を図るため、国道7号下浜道路と秋田南バイパスの整備促進を図ること。

【提案・要望の背景や当県の取組】

- (1) 国道7号の沿線には、本県の製造品出荷額の約8割を占める電子デバイス産業が集積しており、国道7号は産業拠点と物流拠点の秋田港などを結ぶ広域物流ルートを形成しております。
- (2) 国道7号は、県南部から秋田市中心部に直結する最短の幹線ルートであるにもかかわらず、下浜地区は1日2万台以上の交通量が、片側1車線の狭隘な区間を通過しており、慢性的な渋滞や多数の交通事故が発生している状況にあります。
また、歩道が未整備の区間もあり、通学時などの住民の安全・安心が十分に確保されていない状況にあります。
- (3) 下浜道路事業区間では、通過交通と域内交通による渋滞が慢性的に発生するため、県内の主要観光地である男鹿半島と鳥海地域等の内陸部の観光地へのアクセス道路としての機能が十分発揮されていない状況にあります。
- (4) 国道7号は、秋田市から新潟市に至る日本海側の広域的な交通ネットワークを形成するとともに、日本海沿岸東北自動車道と相互補完の機能を有することから、災害等の緊急時におけるリダンダンシーを確保する重要な幹線道路です。
- (5) 秋田南バイパス事業区間は、通勤時間帯に秋田市中心部に向かうマイカーによる渋滞が発生しており、渋滞回避車両が生活道路に流入し、生活道路の渋滞も引き起こす悪循環に陥っています。

国道7号 整備促進



(県担当課室名 建設交通部道路課)

秋田港の整備促進と日本海側拠点港（仮称）への選定について

国土交通省港湾局

【要望の内容】

- (1) 環日本海地域との短絡航路となる秋田港は、日本海側の国際物流において、地政学的拠点性を有していることから、日本海側拠点港（仮称）への選定と整備促進を図ること。
- (2) 秋田港は、環日本海シーアンドレール構想の実現に向け、地元民間団体と行政が一体となって積極的に取り組んでいることから、平成23年度供用を目指し、県で実施している国際コンテナターミナル整備等、港湾機能強化の早期実現に向けた支援を図ること。
- (3) 通年で安定した船舶の入港・停泊を可能とする、港内静穏度のさらなる向上を図るため、国直轄事業による外郭施設等の整備促進を図ること。

【要望の背景や当県の取組】

- (1) 秋田港は、成長を続ける東アジア・中国・ロシアとの貿易において地理的優位性があるなど、地政学的拠点として沿海州と歴史的な交流実績を有しており、平成22年8月に、国が防波堤などを集中的に整備する重要港湾に選定されております。
- (2) 本県では、秋田商工会議所が主体となって、平成22年10月に「日本海拠点港湾戦略ビジョン」を策定しており、秋田港とロシア極東を結ぶ環日本海航路の開設に向けた取組などを進めることとしております。
- (3) 本県とロシア沿海地方政府は、平成22年3月、両自治体間の経済を中心に学術、教育など幅広い分野で協力関係の拡大を目指す包括協定を締結しており、「環日本海シーアンドレール構想」の実現を念頭に、両地域の海上・鉄道輸送網の発展に向け、共に努力することで合意しております。
- (4) 本県がロシア側に要請してきた「シベリア鉄道の高速化」等について、平成22年7月にロシア当局からその方針が示されており、「環日本海シーアンドレール構想」の実現に向けた環境が整いつつあります。

都市河川新城川等河川改修事業の促進について

国土交通省河川局

【要望の内容】

当県では、急速に進む人口減少や高齢化により、中山間地域での過疎化の進行、集落の消滅危機、コミュニティの崩壊などの問題が一層深刻化する恐れがある。

異常気象がもたらす気候変化による水害に対応し、洪水被害から県民の生命・財産を守るなど、地域社会の安全・安心な生活を確保するため、都市河川新城川等の河川改修事業の促進を図ること。

【要望の背景や当県の取組】

- (1) 当県の河川は急流で河積も狭小であり、毎年の融雪や集中豪雨などによる被害が絶えないため、地域住民に大きな不安を与えています。
- (2) 当県では、甚大な災害が頻発していることから、洪水被害の防止・軽減を図るため、事業費の確保が必要となっています。
特に、新城川での早期効果発現に向け、橋梁架け替え等への集中的な投資が今後必要になると見込まれています。
- (3) 当県では、新城川広域河川改修事業等の市街地近郊河川に重点的に取り組んでいるほか、国が直轄事業として、雄物川中流部などの河川改修事業を進めています。

